

傷害致死の補償の手引き
(仮訳)

犯罪による傷害補償制度

傷害致死の補償の手引き

犯罪被害補償審査会

目次

1 序説	3
この手引きの目的	3
補償の申請であなたが当審査会から必要なもの	3
当審査会があなたから必要なもの	4
概説	5
2 当審査会による補償の対象	6
3 補償の一般規則	7
4 傷害致死に対する補償の種類	8
補償金の「通常金額」	8
被扶養	8
両親の世話の損失	11
5 葬儀費用	12
6 その他の事項	13
被害者への生前給付	13
傷害後(であるが傷害の結果ではない)の死亡	13
給付限度額	14
収入損失率の上限	14
支払方法	14
当審査会の決定の再検討および抗告	14

1 序説

この手引きの目的

- 1 犯罪による傷害補償制度は、暴力犯罪の結果である親族の死に対する金銭の給付を可能とするものです。(下記第 13 項に補償の資格を有する者が説明されています。) 場合によってはこれに親族の死に起因する経済的損失への補償が含まれます。
- 2 当審査会は、近しい人の殺人のあと、これを申請した、または申請考慮中の人々を支援するためにこの手引きを作成しました。この手引きは制度が言う意味とそれがどのように機能するかを説明するものです。本書は補償を申請すべきかどうかを決定する支援をします。申請することを決定したら、本書は申請手続を出来る限り明白で、簡潔なものにします。

補償の申請であなたが当審査会から必要なもの

- 3 あなたが被害者の傷害致死を受けて、補償を申請する場合、以下の項目が必要です。
 - 制度の写し
 - この手引き
 - 傷害致死申請用紙
- 4 多くの犯罪による傷害補償規則が類似しているため、申請を行うものが被害者であるか、死亡した被害者の親戚であるかを問わず、主要な手引きである、犯罪による傷害補償制度の手引き 2001 も必要です。
- 5 当局はまた、この制度の概要を示す、簡潔な情報パンフレットを作成します。これらの書類はフリーダイヤル 0800 358 3601 で注文することが出来ます。または、以下の住所に郵便で注文することが出来ます。

犯罪被害補償審査会

Tay House
300 Bath Street
Glasgow G2 4LN.

これらの書類(PDF)は当審査会のウェブサイト www.cica.gov.uk でダウンロードする事が出来、また enquiries.cica@gtnet.gov.uk に eメールで詳細を問い合わせることが出来ます。

- 6 たとえばあなたが死亡した者に経済的に依存していた場合など、その他の補償を申請す

る場合は、より詳細な手引き(と申請用紙)が多数あります。最適な手引きと用紙は以下の通りです。

傷害致死の補償の手引き

手引き

- TS2 補償制度の手引き 2001 年度
- TS3 所得喪失および特別費用の手引き
- TS9 18 歳以下の申請者への給付監督処理
- TS8 再検討手続の手引き
- R13 抗告手続の手引き

申請書

- TS17 扶養および / 又は両親の世話の損失に関する追加の補償
- TS18 制度第 44 項に基づく補足補償 (被害者が死亡したが、これが傷害によるものでない事件)

7 以下の第 50 項から第 52 項で説明する場合を除く全ての場合において、基本申請書が必要です。その他の申請用紙は、特定された補足補償を申請する場合のみ該当します。この場合、あなたは傷害致死申請用紙にまず記入しなければなりません。当審査会はこうしたその他の要素を後の段階で考慮します。また当審査会が申請を考慮している間に、あなたの事件に関連する追加の用紙と手引きを当審査会が送付します。

当審査会があなたから必要なもの

- 8 該当しない質問以外、申請書にある、当局が要求する全ての情報を提出しなければなりません。もし該当しない場合は、その旨を用紙に記入してください。例えば、出来事の項目、犯罪参照番号など、あなたが提供する情報は全て完全で、正確で、分かりやすいものでなければなりません。このことが、当審査会があなたに基本情報について連絡すること無く、迅速に申請書の処理をすることを支援します。1つの事件について1件のみ申請書を提出しなければなりません。正当な理由無く故意に1回以上の申請を行うと、詐欺未遂で告発されることがあります。
- 9 あなたが被害者の傷害致死を受けて補償を申請する場合、以下の書類がさらに必要です。これらには、

- 死亡した者の死亡証明書、また場合によっては出生証明書
- あなたが死亡した者の両親、子供、夫、妻、またはパートナー（親しい者・恋人など）であることの証拠
- 葬儀費用の申請を行う場合は、葬儀費用の領収書およびあなたが支払を行った証拠
- あなたが他の者（例えば 18 歳未満の未成年者）の代理人であることの証拠

これらが申請のときに提出されると申請書の処理を迅速にする支援になります。提出されない場合、当審査会はあなたにこれらを要求する手紙を出さなければなりません。

概説

- 10 この手引きがあなたにとって最大限に有効であることを望みます。ご意見、ご感想があれば、ご連絡ください。連絡先は第 5 項にあります。
- 11 あなたは補償申請を支援する代理サービス（Victim Support、事務弁護士、労働組合、民間助言局）を利用することが出来ます。しかし、当審査会はあなたの弁護費用を支払うことが出来ません。また、当審査会は、その者の親権者を除く、18 歳未満の子供に給付を支払うことが出来ません。（16 歳、17 歳の者には例外があります。）

2 当審査会による補償の対象

- 13 あなたが制度の中で「有資格請求者」と呼ばれる者である場合、補償を受け取ることが出来ます。この手引きでは、この語を用います。有資格請求者は被害者が死亡した日に、以下のいずれかのグループに属していた者のことです。
- a 被害者が死亡する直前に一緒に居住していたか如何を問わず、また同居してはいないが被害者が死亡する直前に、経済的にあなたを支援していたかを問わず、被害者の妻、夫、または 2004 年民事パートナー法に基づいて登録したパートナー。
 - a 被害者が死亡する直前に、経済的にあなたを支援していた場合、被害者の妻、夫、または 2004 年民事パートナー法に基づいて登録したパートナー。しかしながら、このグループが受け取ることの出来る補償には制限があります。この手引きの第 26 項を参照してください。
 - c 被害者が死亡する直前に、かつその最低 2 年前からあなたが夫婦として被害者と同居していた場合、被害者と未婚のパートナーまたは被害者と同性のパートナー（2004 年民事パートナー法に基づいて登録していない場合）。
 - d 被害者の実の両親、または被害者が自分の両親として扱っていた者。
 - e 被害者の子供または被害者が自分の子供として認めていた者、もしくは被害者の被扶養者。
また、葬儀費用を支払った者（その者が他の申請が可能か如何に関わらない）はこれらの費用の払い戻しを申請できます。
- 14 「子供」の定義は、18 歳未満の者に限られません。これは、成人した子供および被害者が生前身ごもり、死後出生した胎児を含みます。被害者の両親は、被害者の年齢に関わらず補償を受け取ることが出来ます。
- 15 被害者が傷害によって死亡した場合、当審査会が被害者に生前において補償金を支払っていたとしても、有資格請求者は補償を受け取ることが出来ます。この手引きの第 46 項および第 49 項を参照してください。

3 補償の一般規則

- 16 犯罪被害者の死亡に続いて補償を申請する場合の規則は、多数の点において、被害者が傷害を負い、自身で補償を請求する場合と同じです。そのため、あなたは犯罪による傷害補償制度の手引き 2001 年度を入手しなければなりません。
- 17 この手引きの第 3 部では、制度による「犯罪による傷害」および「暴力犯罪」の定義が説明されています。これらの問題は、制度第 6 章から 12 章までで扱われています。これらの句は制度の中心をなしていますが、両方とも一見したよりも複雑です。これらの句は、被害者の死後の場合も、その他全ての場合と同様に機能します。
- 18 犯罪による傷害補償制度の手引き 2001 年度の第 4 部では、給付が却下または減額される理由が説明されています。これらの問題は、制度第 13 章から 17 章までで扱われています。その他の場合に適用される方法と同様、ここでも被害者の死後に適用される大変複雑な規則があります。
- 19 例えば、当審査会は、事件当時の被害者の品行または、人格（特に犯罪歴）によって、給付を減額するか、または全く支払わないかを判断しなければなりません。当審査会は同様に、被害者が死亡して有資格請求者によって申請が行われた場合、これらを考慮しなければなりません。
- 20 しかし、大きな相違点が 1 つあります。その他の場合は被害者もまた補償を申請する者（「申請者」）となります。傷害致死の場合、被害者と申請者は当然別々の個人です。このことから起こる当審査会は、被害者と申請者の両者の給付拒否と減額に規則を適用しなければならない、という重要な点があり、制度第 15 項で提示されています。
- 21 例えば、制度第 13 項(e)では、当審査会は補償申請のとき、申請者の犯罪歴を考慮しなければならないとしています。当審査会は、1974 年の犯罪者更生法に基づいて「使用されていない」有罪判決を考慮します。（犯罪による傷害補償制度の手引き 2001 年の第 4 部第 19 項から 24 項では、当審査会がこれをどのように処理するか、および「使用された」有罪判決と「使用されていない」有罪判決の違いが説明されています。）制度第 15 項は、被害者が死亡した場合、当審査会は、被害者と申請者の両方または申請者の「使用されていない」有罪判決を考慮しなければならないとしています。
- 22 これらの規則の唯一の例外は、葬儀費用の申請で、当審査会はこの規則を被害者に適用しなければなりません。従って、あなたの犯罪歴が重度のものである場合でも、あなたが他の条件を満たしていれば、当審査会は被害者の死に続いて合理的な葬儀費用をあなたに支払います。しかし、被害者に犯罪歴がある場合、当審査会はこれを考慮しなければなりません。
- 23 被害者の死に刑事上の責任がある者はその死亡補償金を受領することが出来ません。（制度第 39 項）

4 傷害致死に対する補償の種類

24 あなたが有資格請求者であり、被害者が犯罪による傷害の結果死亡した場合、あなたは以下の項目からなる、またはそのいずれかの補償金の支払を受け取ることが出来ます。

- 補償金の「通常金額」(制度第 39 項)
- 被扶養(制度第 40 項および 41 項)
- あなたが 18 歳未満の子供である場合、両親の世話の損失(制度第 42 項)

これらは以下の各項で順番に説明されています。

補償金の「通常金額」

(制度第 39 項)

25 補償金の通常金額は、あなたに近い人が暴力犯罪の結果死亡したという事実を認め、支払われます。もちろん、親族の死は、お金で埋め合わせることが出来ません。通常金額は単に死への深い悲しみに対する大衆からの同情の気持ちでしか有りません。

26 有資格請求者が 1 名しかいない場合、補償の通常金額は現在 11,000 ポンドです。有資格請求者が 1 名以上いる場合、補償の通常金額は現在それぞれに 5,500 ポンドです。当審査会は、この種の補償金を死亡した者の前配偶者、登録された同性のパートナーに支払うことが出来ません。死亡した者の前配偶者、登録された同性のパートナーが受け取ることが出来る種類の補償は、経済的扶養だけです。

この手引きの第 28 項から第 40 項を参照してください。

27 当審査会がこの項目で支払うことの出来る金額についての選択の余地がないことを覚えておいてください。5,500 ポンドと 11,000 ポンドという金額は、制度「傷害一覧表」にて維持して有ります。21 犯罪による傷害補償制度の手引き 2001 年度の第 5 部第 21 項から第 31 項では、傷害一覧表が説明されています。

被扶養

(制度第 40 項および 41 項)

28 あなたが有資格請求者で、あなたの近い者の死が経済的損害をもたらした場合、またはそのものに扶養されていた場合、あなたは追加の補償の資格があります。これは被害者が就労していた場合だけでなく、また家族の世話をしている、死亡したことによってあなたが常勤から非常勤に雇用形態を変更しなければならない場合にも該当します。当審査会が補償を提供できる損害の期間は、被害者の死亡した日から始まります。

- 29 死亡した者が社会保障手当のみを収入としていた場合には、当審査会は経済的被扶養の補償を支払うことが出来ません。被害者が過去に就労経験を持つか、あるいは雇用の確定した申し入れがあり、被害者がこれを承諾する予定（またはその両方）であった場合、かつ一時的にのみ手当てに依存していた場合、当審査会は提供された情報に基づいて考慮します。(制度第 40 項)
- 30 経済的支援の喪失の補償を計算する場合、当審査会は被害者の死亡以前の世帯収入を考慮し、またこれを死亡後の収入と比較します。当審査会は有資格請求者が経済的に被害者から独立すると仮定される時期までを計算します。夫、妻、またはパートナーの場合、この期間は被害者が退職していたであろうと仮定される時期まで続きます。子の場合、この期間は子供が就学年齢中を通じて続きます。この件は後に詳述されています。
- 31 経済的損失の計算に関する技術的な問題には、被害者が傷害を負い補償を申請する場合と、被害者が殺害され、その被扶養者が申請する場合で類似のものがあります。したがって、あなたが近い者の死亡後の経済的損害の補償に申請する場合、当審査会発行の所得喪失および特別費用の手引きが必要です。(連絡先は第 5 項にあります。)
- 32 この手引きは当審査会が過去および未来の損害を計算する過程を説明しています。その手引きの第 25 項から 46 項では、2 つの重要な条件が説明されています。1 つ目はあなたの一年の損害額である被乗数です。もう一つは、あなたが損失を受ける期間を計算するための、乗数です。あなたの経済的損害が何年にもわたっていたとしても、当審査会は乗数の使用によってあなたの補償金額を総計として計算することが出来ます。
- 33 経済的損失の問題は殆どの場合被害者とその被扶養者に等しく適用されますが、いくつかの重要な問題は被害者が死亡した場合にのみ適用されます。
- 34 死亡者が就労していた場合、かつ経済的被扶養請求が死亡者と生活していた成人によって行われる場合、当審査会は被害者の個人的な使用のための正味(自宅に持ち帰る)収入からの割合を減じてゆくことから計算を始めます。被害者に夫、妻または同居していたパートナー(第 13 項参照)がいたが扶養する子供がいなかった場合、当審査会は収入の 33 パーセントを収入から減じます。被害者に夫、妻または同居していたパートナー、扶養する子供がいた場合、通常当審査会は収入の 25 パーセントを収入から減じます。
- 35 例えば、あなたのパートナーが持ち帰る給料が月額 1,200 ポンドで、扶養する子供がいなかったら、当審査会が計算をする元になる金額は月額 800 ポンド(1,200 ポンドからその 33 パーセントを減額したもの)となり、扶養する子供がいたら、月額 900 ポンド(1,200 ポンドからその 25 パーセントを減額したもの)となります。
- 36 もしあなたも働いている場合、これもまた被扶養請求に影響を与えます。これは二つの異なる方法で計算することが出来ます。
- a あなたのパートナーが死亡したことによって子供の世話をするためにあなたが常勤から

非常勤に雇用形態を変更しなければならず、よって収入が減少した場合、当審査会はこれを補償することが出来ます。

b 33 パーセントまたは 25 パーセントの減額（上記第 35 項に詳述）を被害者の正味収入だけでなく世帯収入の総額に適用します。

上記の例を使うと、あなたのパートナーの死亡以前、あなたとあなたのパートナーが持ち帰る給料がそれぞれ月額 1,200 ポンドであれば、あなたは月額 2,400 ポンドの世帯収入があったこととなります。扶養する子供がいなかったら、当審査会が計算をする元になる金額は月額 1,600 ポンド（2,400 ポンドからその 33 パーセントを減額したもの）となります。あなたは継続して 1,200 ポンドを自身の給与として受領しているため、世帯収入への損害は月額 400 ポンド（つまり上記 1,600 ポンドから自身の給与 1,200 ポンドを差し引いたもの）となります。

37 当審査会はまた、将来発生していたであろう年間損失率の変化を全て考慮します。（例えば死亡した者は確実な昇進の見通しがあった場合、またはあなたが非常勤勤務に変更したためにあなた自身の確実な昇進の見通しを失った場合。）

38 当審査会が被扶養を計算する場合、社会保障手当、保険の支払、年金、その他死亡に起因する資格を差し引かなければなりません。（制度第 45 項）当審査会がこれを行わなかったら、あなたは同一の損害に対して 2 重の支払を受けていることとなります。これは制度では許されていません。

39 例外は、以下の場合のみです。

- 保険が被害者自身または被害者が 18 歳未満の場合、その両親に支払われていた場合。（制度第 45 項(c)）
- 年金が被害者または被害者の被扶養者に支払われていた場合。（制度第 47 項）

これらの場合は、当審査会が補償の支払から保険または年金の支払を控除しません。

40 計算は通常 2 部に分かれています。

- 被害者の死亡日から当審査会の請求審査日までにおける、家族の過去の損害または利益
- 請求審査日から被扶養が終了すると仮定される日までにおける、家族の未来の損害または利益

当審査会は、死亡時からの増加分を含む、実際に判明している数値で過去の損害と利益を計算します。所得喪失および特別費用の手引きで説明している通り、未来の損失の計算はより複雑なものです。当審査会は乗数（第 32 項参照）を使用しなければなりませんので、必然的にこれが複雑な計算になってしまいます。

両親の世話の損失
(制度第 42 項)

- 41 被害者が死亡した日に 18 歳以下であった有資格請求者は、その他の被扶養などへの補償に加えて、「両親の世話の損失の損害」に対する補償を受け取ることが出来ます。これは、両親が子供に行う任務の一部を評価する金額です。両親の世話の損失の損害の現在の補償レベルは子供が 18 歳になるまで毎年 2,000 ポンドです。被扶養の補償と同様に、当審査会は実際の過去の損害額を支払い、また乗数を使用して未来の年間損失額を総額で計算します。(第 32 項また別紙の所得喪失および特別費用の手引きを参照)
- 42 当審査会はまた、育児の追加費用、子供の世話が原因となる成人の収入喪失など、その他発生した損失の補償を支払うことが出来ます。当審査会が請求を審査するとき、それまでに起こった全ての損害を全て考慮します。
- 43 当審査会は、両親の世話の損失の損害に対して支払をし、父親、母親として子育てのために貢献した活動を評価することができます。従って、死亡した両親の世話を受けていた子供は、被害者が父親か母親かによらず、両親の世話の損害に対する補償を受け取ることが出来ます。

5 葬儀費用

- 44 犯罪による傷害によって被害者が死亡した場合、葬儀費用を支払った者は、他に犯罪による傷害補償を受け取ることが出来ない場合であっても、合理的な葬儀費用の償還を申請することが出来ます。(制度第 37 項) 第 22 項に記載の通り、当審査会は死亡者の品行、態度、犯罪歴を考慮する必用が有りますが、葬儀費用の償還を求める者には、これが必要ありません。何が合理的な費用であるかを計算する場合、当審査会は被害者とその家族の宗教的および文化的経歴を考慮します。
- 45 第 9 項に記載の通り、葬儀費用の申請を行う場合は、葬儀費用の領収書およびあなたが支払を行った証拠を当審査会に送付しなければなりません。

6 その他の事項

被害者への生前給付

(制度第 56 項および第 57 項)

- 46 当審査会は、生前すでに傷害に対して給付を行っていたとしても、被害者の死後に補償を給付することが出来ます。
- 47 被害者が傷害のために死亡した場合、生前、被害者に当審査会がすでに補償を支払ったか如何を問わず、有資格請求者は補償の「通常金額」(第 25 項から第 27 項参照)を受け取ることが出来ます。加えて、合理的な葬儀費用を支払うことが出来ます。(第 44 項および第 45 項参照)
- 48 当審査会はまた、家族の収入の損害に対して支払をすることが出来ます。当審査会が生前すでに被害者の収入の損害に対して補償を支払った場合、2重給付を回避するため、この項目に基づいて家族への補償を減額する必要が有ります。
- 49 被害者の死後、この項目によって補償を申請する場合で、当審査会が請求を解決してから 2 年以上経っている場合、詳細な調査が必要ない場合に限り、当審査会はあなたの申請を処理することが出来ます。(制度第 57 項) 基本的に、これは被害者の死が実際に犯罪による傷害によるものであることを証明するのが容易である必要がある、ということです。

傷害後(であるが傷害の結果ではない)の死亡

(制度第 44 項)

- 50 被害者の死が犯罪による傷害以外のものである場合、当審査会はこの死亡に対して補償の通常金額や両親の世話の損害に対する給付をすることが出来ません。しかし当審査会が被害者に収入の損害や特別費用(医療費など)を補償できていたと仮定すると、死亡後もまた、被害者の経済的扶養を受けていた有資格申請者にこれを支払うことが出来ます。これは被害者が生前に補償申請をしたか如何によらず、可能です。
- 51 被扶養の規則は、傷害が被害者の死因であったのと同様の方法で適用されます。(第 28 項から 40 項参照) 被害者に収入の損害を補償するための規則もまた適用されますので、この請求の手引きが必要です。(主要な規則の 1 つは、被害者が傷害を原因として少なくとも 28 週間働くことが出来なかった場合にのみ、当審査会はこの項目で支払うことが出来る、というものです。より詳しくは収入損害の補償の手引きに記載されています。)
- 52 あなたがこの項目で補償を申請する場合、傷害致死や被扶養申請用紙ではなく、専用の申請用紙に記入する必要が有ります。第 6 項を参照してください。

給付限度額

(制度第 24 項、第 43 項、第 44 項)

- 53 請求者の人数によらず、傷害致死の補償には総額 500,000 ポンドという補償金額の上限があります。これは、例えば、数人が犯罪被害者の死亡に続いて補償を申請した場合、これらの申請者が受領することの出来る金額は、標準金額、被扶養、両親の世話の損失の総計で 500,000 ポンドであることを意味します。被害者の生前に給付を行い、死亡後に有資格申請者にも給付を行った場合、ここでも当審査会が支払うことの出来る金額は、これらの総計で最高 500,000 ポンドです。

収入損失率の上限

(制度第 34 項)

- 54 犯罪の被害者に直接支払うか、死後に家族に対して支払うかによらず、収入の損失について補償を給付するときはいつでも、当審査会は損失率を適用しなければなりません。この割合は総平均工業所得の 1.5 倍です。これは、当審査会は収入の損害についてこのレベルを限度として補償することが出来るということです。2005 年には、この値は正味(自宅に持ち帰る金額)で 33,618 ポンドでしたが、当然将来変化します。所得喪失および特別費用の手引きでは、この上限がどのように機能するかを詳述しています。

支払方法

(制度第 50 項～第 52 項)

- 55 通常、当審査会は給付の総額を支払います。しかし、あなたが給付に資格があることが明白である場合、当審査会は、分割払いを行うことを考慮しますが、請求を完全に解決するには長期間を要します。(制度第 51 項) 制度第 52 項によれば、あなたが要求する場合、当審査会は給付又はその一部を「年間配当」(安全で非課税の年次毎の支払)として支払うことが出来ます。この場合、年間配当を設定する費用は給付から割り当てられます。これは通常、多額の給付の場合に有効です。

当審査会の決定の再検討および抗告

(制度第 58 項から第 82 項)

- 56 あなたが、請求の決定に不満である場合、再検討を申請することが出来ます。(制度第 58 項から第 60 項) 当審査会は、決定通達の手紙と共に、申請書類を同封します。もしあなたが当局の再検討結果を不服とする場合、犯罪による傷害補償抗告陪審員に抗

告することが出来ます。(制度第 61 項から第 82 項) 当審査会は、再検討決定通達の手紙と共に、申請書類を同封します。

- 57 再検討と抗告手続については、個別の手引きがあり、申請書類と一緒にこれらをあなたに送付します。犯罪による傷害補償制度の手引き 2001 年度の第 2 部でもまた再検討と抗告に関連する部分について簡明に説明されています。

